

福山市みどりの審議会運営規程を次のように定める。

2003年 9月19日

福山市みどりの審議会

福山市みどりの審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福山市みどりのまちづくり条例施行規則（平成15年規則第74号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、福山市みどりの審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 規則第22条第1項の規定による会長及び副会長の互選は、単記無記名投票により行うものとする。ただし、出席した委員（福山市みどりのまちづくり条例（平成14年条例第49号。以下「条例」という。）第28条第2項の規定により委嘱された委員をいう。以下同じ。）全員に異議がないときは、指名推薦の方法によることができる。

(会議)

第3条 会議の招集は、審議会の開会の日の少なくとも7日前までに、副会長及び委員に通知して行うものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、議長が会議の運営上その他特に必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

2 前項の規定により会議を公開するに当たり、議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。

(意見の陳述)

第5条 次に掲げる者から審議会では意見を陳述したい旨の申出があった場合において、会長が議案を審議する上で特に必要があると認めるときは、会議に諮って意見の陳述を許すことができる。

- (1) 規則第22条第2項の規定により意見を述べた者
- (2) 条例第7条第4項の規定により意見書を提出した者
- (3) 条例第11条第4項の規定により指定の申請をした者
- (4) 条例第20条第1項の規定により指定しようとする地域の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者

2 会長は、議案を審議する上で特に必要があると認めるときは、会議に諮って前

項各号に掲げる者に対し、審議会に出席して意見を陳述することを依頼することができる。

第6条 議長は、議事録を調製し、会議の次第を記録するものとする。

2 前項の議事録には、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。

3 議事録は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる事項は、この限りではない。

(1) 発言者氏名

(2) 福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）第6条第1項各号に掲げる情報に該当する事項

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規程は、2003年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、2014年6月4日から施行する。